

津市 電子申請受付システム利用における利用規約

（目的）

第1 本規約は、電子申請受付システム（以下「本システム」という。）によって電子申請する者（以下「申請者」という。）が行う、津市（以下「本市」という。）に対する電子申請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2 本規約は、本システムを利用して本市に対し電子申請を行うすべての申請者に適用されるものとする。

（規約の遵守）

第3 申請者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとする。

2 申請者が本システムを利用して電子申請した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなす。

（申請手数料の納付）

第4 申請者は、電子申請を行った後、本市からの手数料納付依頼に従い、本市の窓口における現金支払又は本市が発行する納付書による指定金融機関での払込の方法により申請手数料を納付するものとする。

2 前項の手数料納付依頼は、本システムにより申請書等の送信が行われ、本市からの手数料納付依頼に従い行うものとする。

（申請受付）

第4の2 申請者が電子申請を行った後、本市の職員が本システムにて受理した日を仮受付日とし、事前審査を開始する。

2 本市の職員は、前項の事前審査において、建築基準法その他関係規定等に照らし合わせて支障がないと判断した場合、本システムにより当該申請の手数料納付依頼を行う。

3 前項において、本システムによる申請又は申請手数料の納付が閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）に行われた場合、又は開庁日（閉庁日以外の日をいう）の午後4時以降に行われた場合は、当該申請又は納付は翌開庁日に行われたものとして扱う。

4 電子申請の受付、並びに審査を開始するのは、第4による申請手数料が納付された後、本市の職員が納付金額を確認したときとする。

(処分通知交付)

第4の3 本市による確認済証等の交付は、紙での手交又は本システムに当該処分通知をアップロードする方法により行う。

(本システムを利用できない場合の対応)

第5 本システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとする。

(免責)

第6 本市は、その故意又は重過失により発生した障害を除き、申請者が本システムを利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第7 本市は、事前通知を行うことなく、本市のホームページに掲載することにより、本規約を変更することができる。

2 変更された利用規約の施行日以降は、本システムを利用した電子申請については変更後の利用規約が適用されるものとする。

(個人情報取扱)

第8 本市は、申請者の入力した個人情報を、個人情報の保護に関する法律に則り取り扱うものとする。

(合意管轄)

第9 本システムの利用に関連して本市とシステム利用者との間に生じるすべての訴訟については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

(準拠法)

第10 本規約は日本国法に準拠するものとする。

附則

本規約は、令和8年9月1日から施行する。